

附属明細書

法人名：一般社団法人 久留米歯科医師会

1.基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産はありません。

2.その他

上記の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項はありません。